

# 令和元年度 全国キャリア教育・就職ガイダンス

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課

令和元年6月11日



文部科学省

MEXT

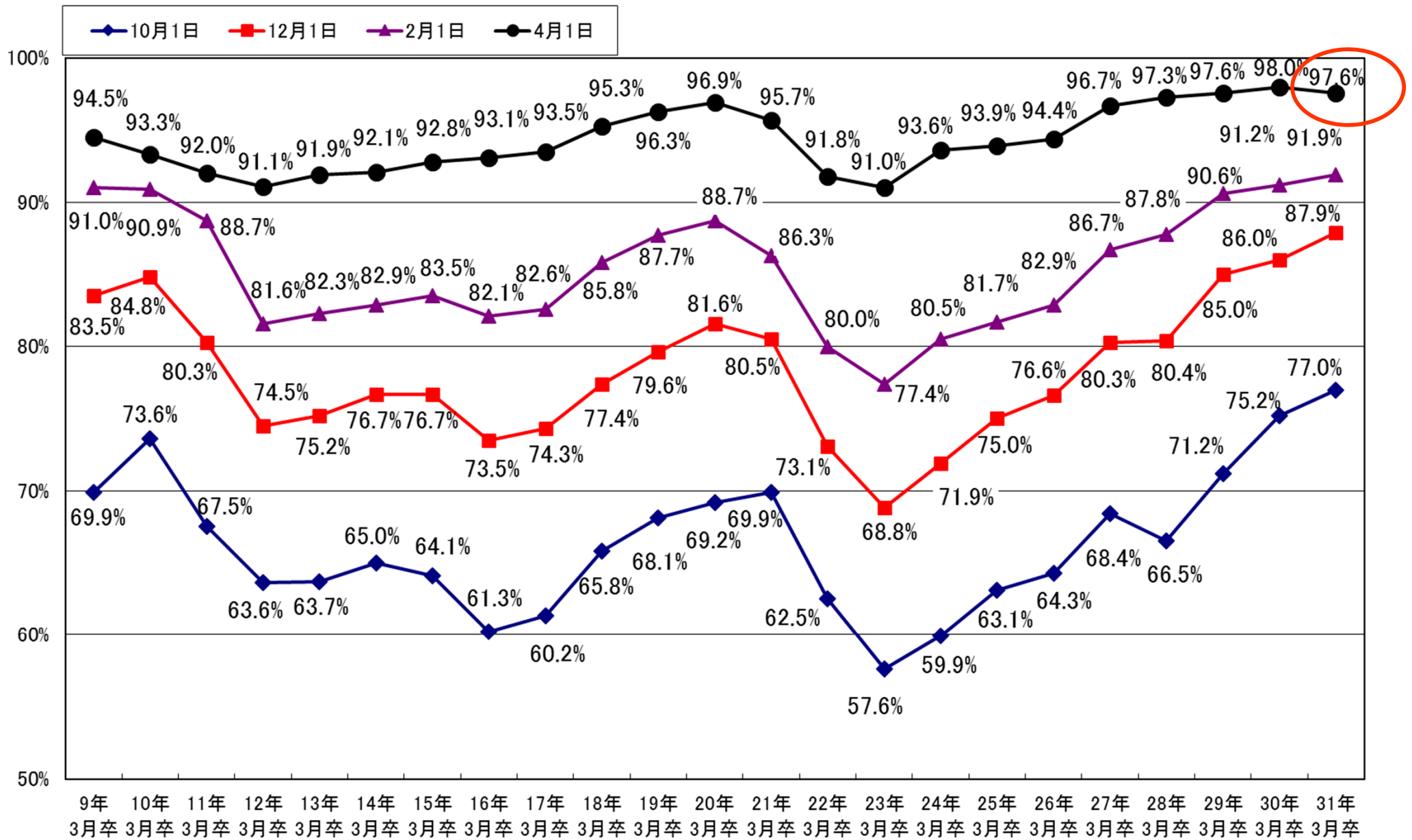
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 本日の内容

## ◆ 就職・採用活動の状況について

- 学生をめぐる就職環境
- インターンシップ
- 学修成果の適切な評価
- 障害のある学生、外国人留学生の支援

# 大学生（学部）の就職（内定）率について



## 《大学(学部)の就職率上昇の要因》

■ 景気の回復傾向により、企業の高い採用意欲が続いている。

(参考) 平成31年3月卒の大卒求人倍率:1.88倍(前年同期比0.10ポイント増、リクルートワークス調べ)

# 新規大学等卒業予定者(※)の就職・採用活動開始時期について

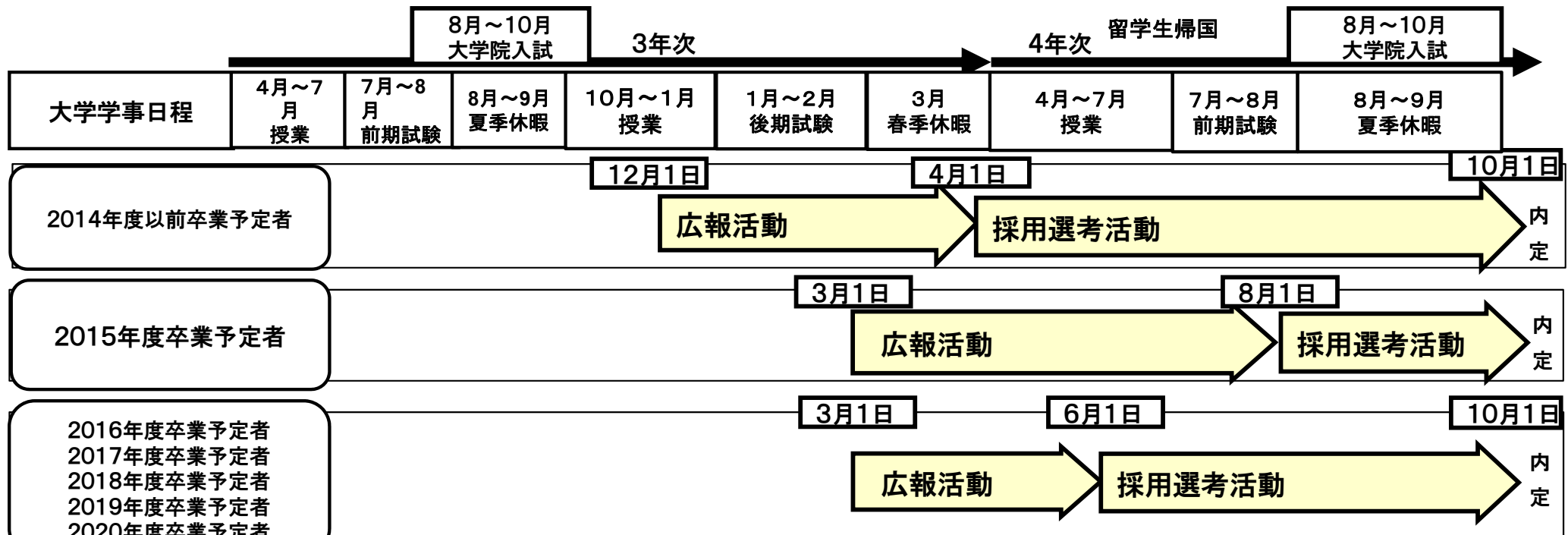
## 就職・採用活動と学業を巡る問題

(※)4年生大学のほか、大学院(修士)、短大、高専を含む

- 就職活動が大学の授業・試験期間と重複 ⇒ 学生の成長が最も期待される3年次の教育に支障。
- 海外留学する学生が減少 ⇒ 就職活動の時期を逸する可能性があることが阻害要因の一つとして挙げられている。

学生の学修時間や留学等の多様な経験を得る機会を確保し、大学等において社会の求める人材を育成するための環境を整備。

- 【2015年度卒業予定者】 **就職・採用活動時期を後ろ倒し** (広報活動開始3月1日以降、採用選考活動開始8月1日以降)
- 【2016年度卒業予定者】 **採用選考活動開始時期を微調整** (広報活動開始3月1日以降、採用選考活動開始6月1日以降)
- 【2017年度～2020年度卒業予定者】 **前年度の日程を維持**



**(未定) 今年度改めて検討 (これまでもルールは毎年度決定)**

※なお、2018年10月に開催された「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」において、「現時点においては、急なルールの変更は学生に混乱を生じさせるおそれがあること、企業の新卒一括採用を基本とした雇用慣行の見直しには一定の時間を要すること等を踏まえると、当面は現行の日程を変更する必要が生ずる可能性は高くはないであろうとの認識を共有」している。

※広報活動 : 採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とならない活動。(例) 会社説明会  
 ※採用選考活動 : 採用のための実質的な選考を行う活動。採用のために参加が必須となる活動。(例) 採用面接

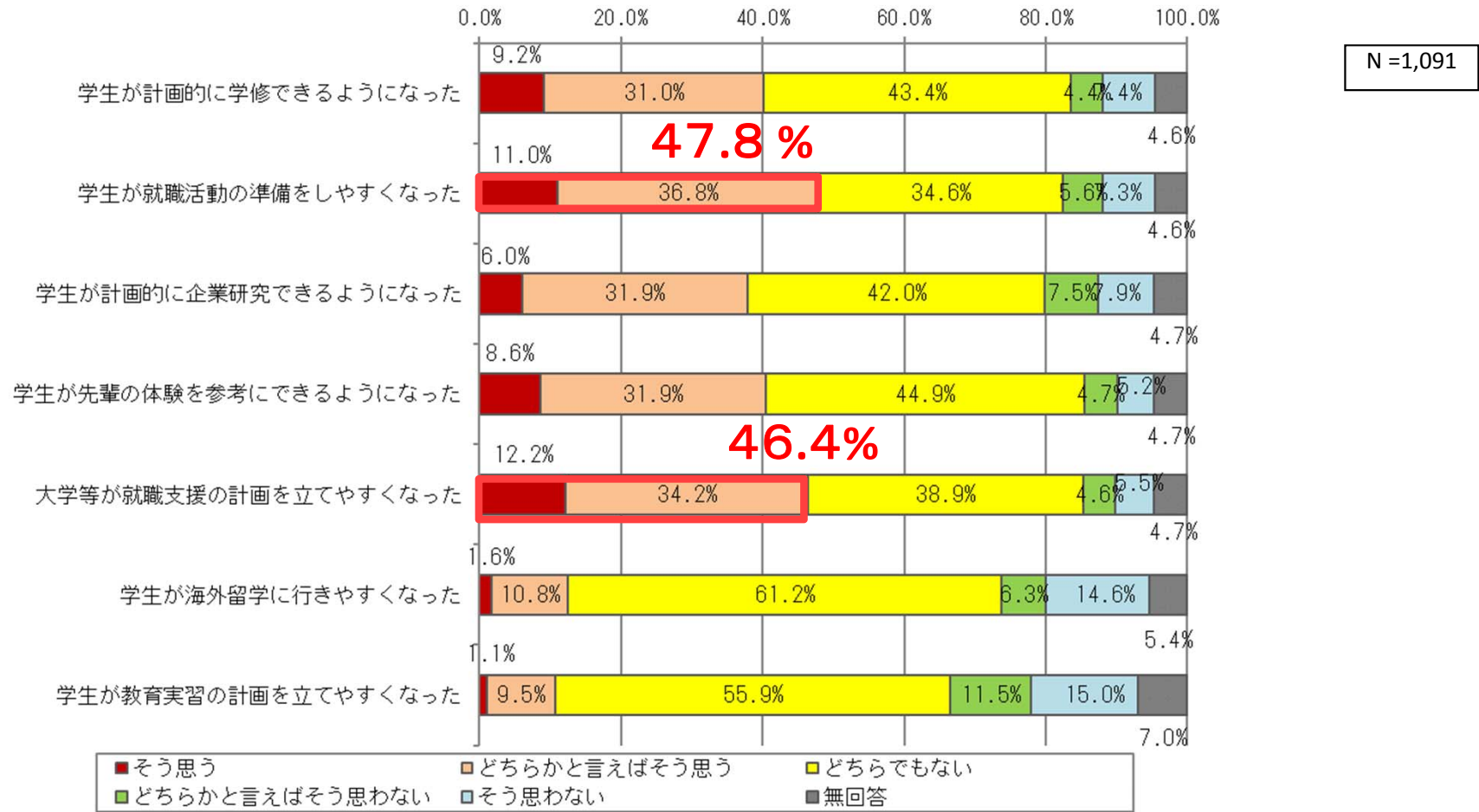
# 就職・採用活動開始時期が昨年度と同じ時期となったことについて（大学等）

採用選考活動開始時期が昨年と同じ時期（広報活動3月1日以降、採用選考活動6月1日以降）に設定されたことについて

## 「良い影響があった」という大学等の回答

- 学生が就職活動の準備をしやすくなった 47.8%
- 大学等が就職支援の計画を立てやすくなった 46.4%

<2018年度>



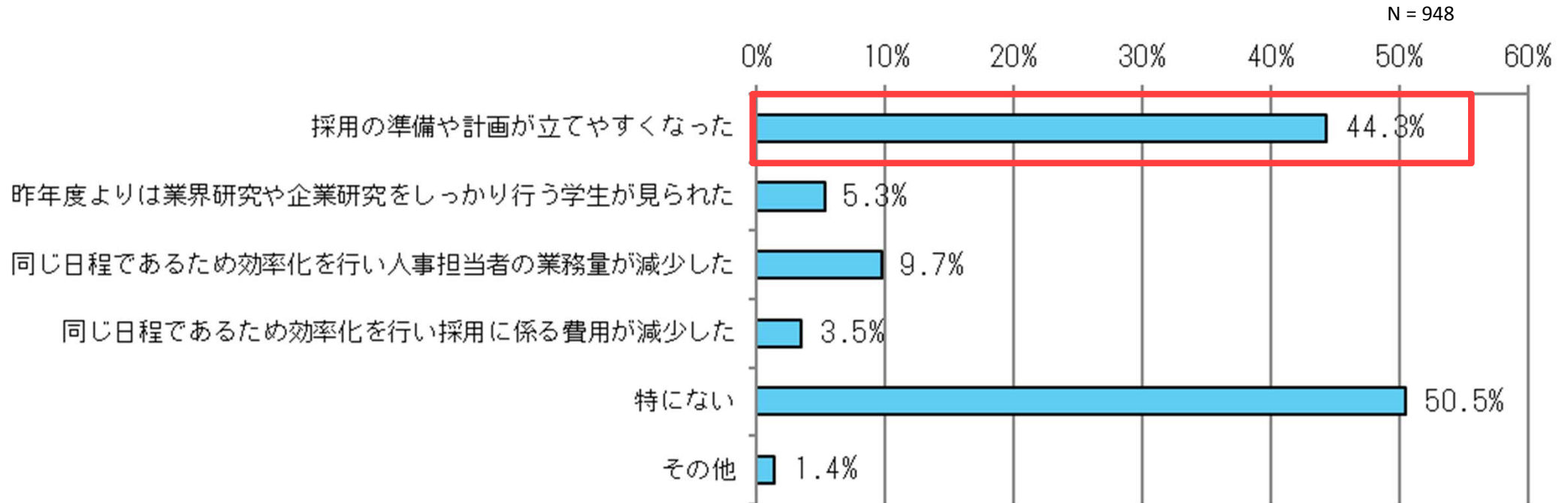
# 就職・採用活動開始時期が昨年度と同じ時期となったことについて（企業）

採用選考活動開始時期が昨年と同じ時期（広報活動3月1日以降、採用選考活動6月1日以降）に設定されたことについて

## 「良い影響があった」という企業の回答

○ 採用の準備や計画を立てやすくなった	44.3%
○ 同じ日程であるため効率化を行い人事担当者の業務量が減少した	9.7%
○ 特にない	50.5%

<2018年度>



【出典】「2018年度就職・採用活動に関する調査（企業）」就職問題懇談会

## 政府の取組（経済団体・業界団体の長への要請）

政府においても、経済団体・業界団体の長（1,133団体）に対し、「新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について（要請）」を送付し、企業側が足並みをそろえて2020年度卒業・修了予定者の就職・採用活動開始時期を遵守するよう要請。

### <要請の主なポイント>

#### 1. 就職・採用活動日程

広報活動開始：3月1日以降、採用選考活動開始：6月1日以降、正式な内定日：10月1日以降

#### 2. 採用選考活動について学事日程等に十分配慮すること。

特にオリパラ開催を受け、宿泊施設の確保が困難になること等の事情に十分配慮すること。

#### 3. 日本人海外留学者などに対し、必要に応じて多様な採用選考機会を提供すること。

#### 4. 公平・公正で透明な採用選考活動を行うこと。

#### 5. インターンシップは募集対象を学年で限定せず、広報・採用選考活動とは一切関係ないことを明確にして行うこと。

インターンシップと称した広報・採用選考活動そのものを行わないこと。

#### 6. 選考にあたり、成績証明等を一層活用し、学修成果や学業への取組状況を適切に評価すること。

#### 7. クールビズ等への配慮を行い、その旨を積極的に周知すること。

#### 8. 卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者の採用枠への応募を可能とすること。



# 2020年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）

## 【背景・策定の必要性】

- 前提として、学生が学修時間を確保しながら、安心して就職活動に取り組むことができることが重要。
- 近年の就職・採用活動に関するルールは、2020年3月卒業・修了予定者まで、一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）が大学側と話し合った上で、採用活動開始時期などを定めた「採用選考に関する指針」（※1）を策定し、大学側（就職問題懇談会※2）は指針を踏まえ「申合せ」を策定してきた。（産学が各々のルールを尊重）

（※1）指針は経団連会員企業が自主的に定めるルールであり罰則なし。日商など他の経済団体は採用日程などのルールを定めていない。

（※2）大学等卒業予定者の就職活動の在り方について検討・協議を行う、国公立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体で構成される組織。（昭和28年発足）。略称「就問懇」

## 【今回の申合せに関する主な変更点】（2019年3月25日発出）

- 2018年10月、経団連が2021年3月卒業・修了予定者からの「採用選考に関する指針」の策定を取りやめることを決定。これを受け、就問懇では、従来の考え方を整理し直し、以下のような申合せを策定することとした。

- ①申合せの構成を、「大学が守るべき事項」と「企業へ要請する事項」に区分し、主要な企業団体に対しては、就問懇として内容の遵守を要請
- ②日程は変更しない（広報活動開始：卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降、採用選考活動開始：卒業・修了年度の6月1日以降）
- ③日本人留学生や外国人留学生などに対して、国内での就職が促進されるよう必要に応じた配慮を行う旨の記載の追加
- ④東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う諸事情に対する配慮の記載を追加
- ⑤企業に対して、インターンシップは広報・採用活動とは一切関係がないことを明確化することや、選考に当たって学修成果等の適切に評価するよう改めて要請 等



# 学生の就職選択を妨げる行為 —いわゆる「オワハラ」—

人材確保に熱心になるあまり、就職活動中の学生に対して、次のような行為などを行わないように御留意ください。

- 自社の内々定と引き替えに他社への就職活動を取りやめるよう強要することなどの職業選択の自由を妨げる行為
- 学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為

## 事例

- 面接担当者の目の前で、他社に就職活動の辞退を電話させたり、メールを送るよう強要された。
- 内定承諾書(誓約書)の提出を求められ、すぐに提出しないと内々定を取り消すと言われた。
- 内々定後、懇親会が頻繁に開催され、必ず出席するよう求められた。

 大学等関係者の皆様：学生には節度ある就職活動を。

企業関係者の皆様：学生の「職業選択の自由」に御理解を。

# 就職活動中のセクハラ行為について

## 事例

- ◆ 採用担当者から何度も個人的な食事の誘いを受けた
- ◆ 面接時に交際相手の有無について質問された
- ◆ 採用選考と称した食事会にて手や足を触られた

文部科学省(協力:就職問題懇談会)「2018年度就職・採用活動に関する調査(大学等)」より

## 大学等関係者の皆様

**学生へ学内相談部署の周知、相談を受けた際の適切な対応をお願いします。**

※就活中の学生が事業者からセクハラを受けた場合は、都道府県労働局等に設置されている総合労働相談コーナーに相談することが可能です。

都道府県労働局（雇用環境・均等部（室））や新卒応援ハローワークとも連携を。

## 企業関係者の皆様

**社員教育の徹底など、セクハラ行為の防止に御協力をお願いします。**

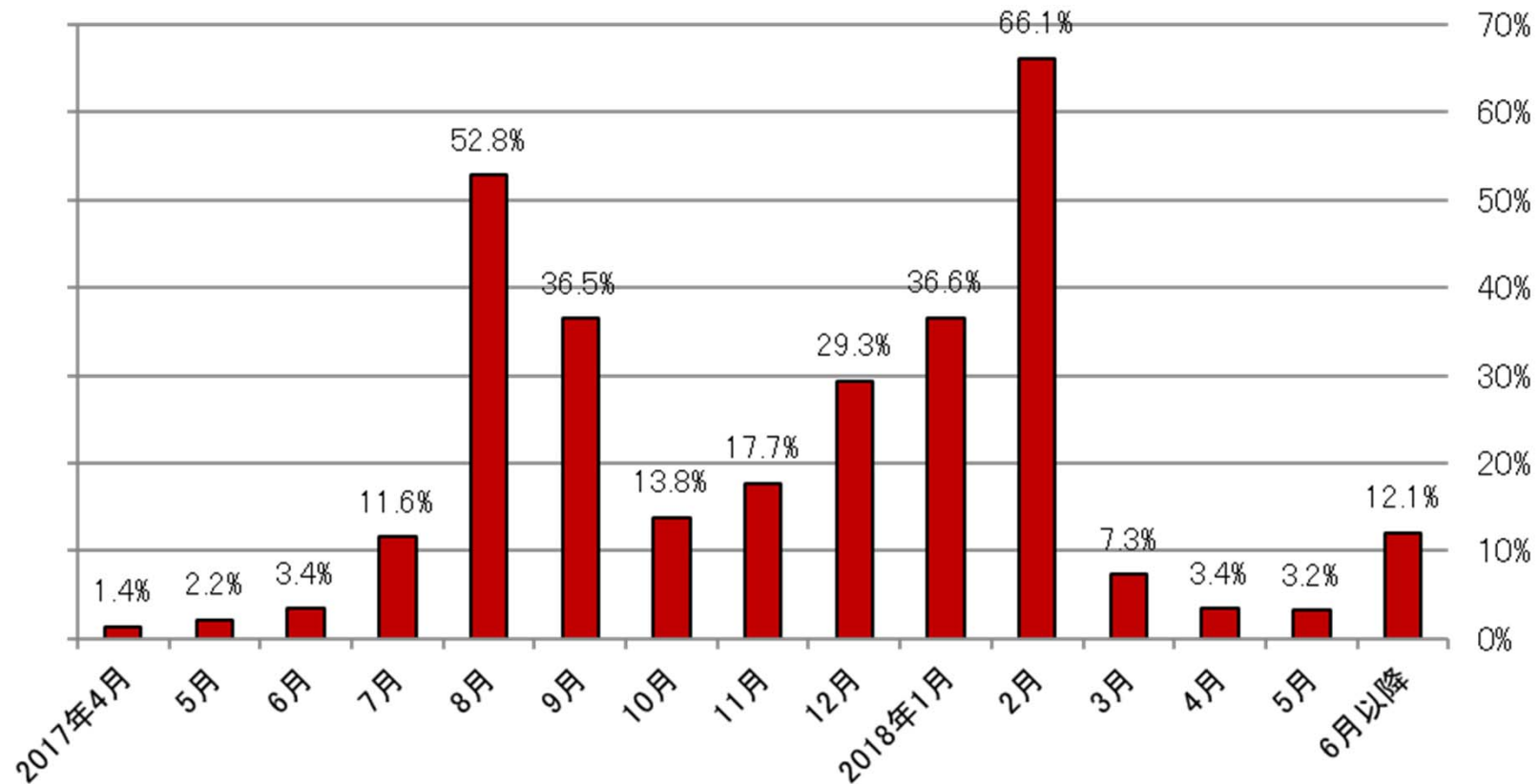
# インターンシップの現状①

- 企業のインターンシップは増加傾向。**2017年度 84.6% → 2019年度 94.8%**
- 実施期間は1週間以上のプログラムが減る一方、1日で実施するものが増加傾向。  
**【2017年度→2019年度】1日:54.4% → 62.6% 、1週間以上2週間未満:10.8%→7.2%**
- インターンシップの実施時期は、2月が最も多く、次いで8月。

【出典】「就職白書2019」データ集(2019年2月25日)より抜粋

インターンシップ実施時期(企業の回答/複数回答)

N=587



【出典】「2018年度就職・採用活動に関する調査(企業)」 就職問題懇談会

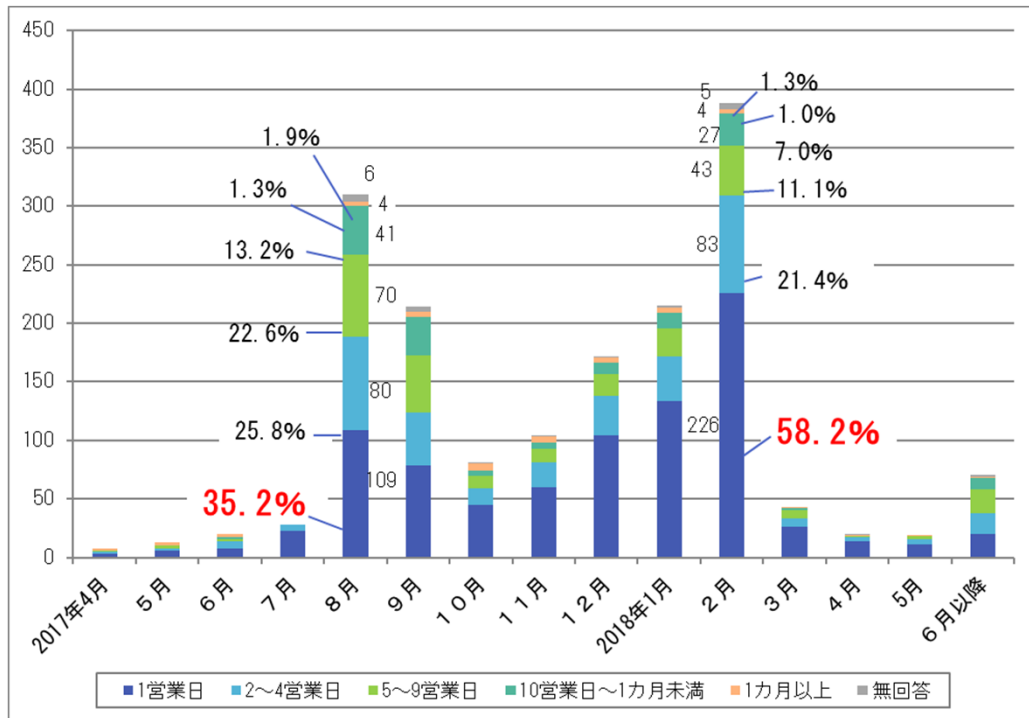
# インターンシップの現状②

広報活動直前の2月に実施されるインターンシップは1日間のプログラムが半数を超えるが、1日のみのインターンシップのプログラム内容は「業界や企業の説明を受ける」と回答する学生が多い。

(企業数)

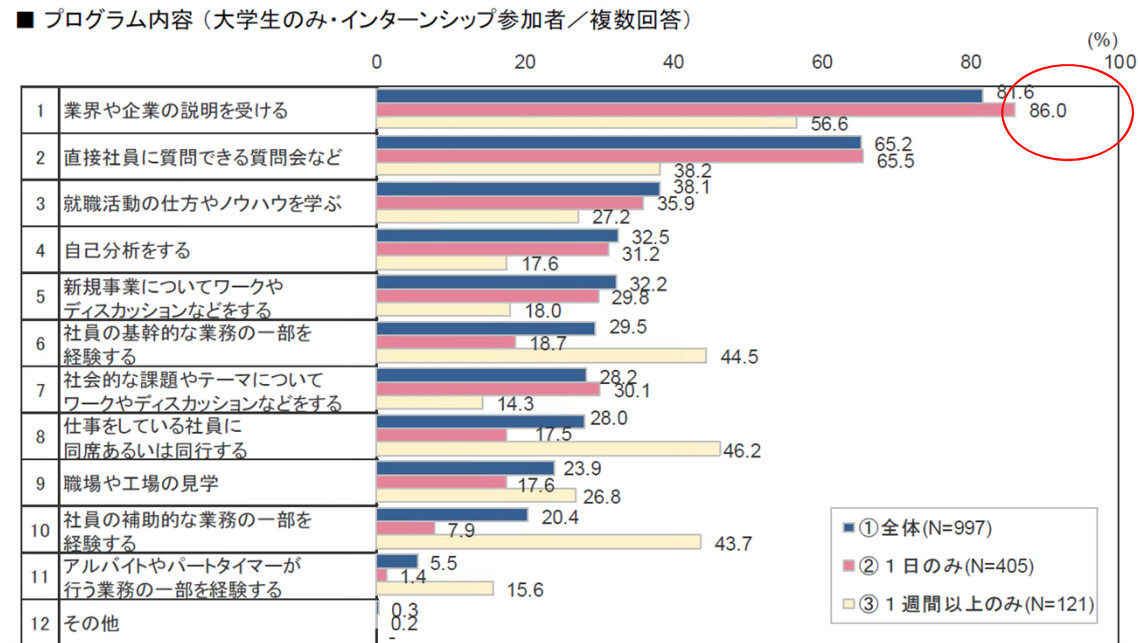
【実施日数の割合】(企業の回答)

N=587



【出典】「2018年度就職・採用活動に関する調査(企業)」 就職問題懇談会  
 ※前ページのインターンシップ実施時期について、月ごとの実施日数の割合を示した。

【プログラム内容】(インターンシップに参加した大学生の回答/複数回答)



「全体」・・・インターンシップに参加した学生全体。「1日のみ」・・・参加したインターンシップの実施日数が1日のみであった学生。「1週間以上のみ」・・・参加したインターンシップの実施日数が1週間以上のみであった学生。

【出典】「就職白書2019」データ集(2019年2月25日)より作成

実質的な企業説明会の場となっているプログラムがあることが懸念。就労体験を伴わないプログラムはインターンシップとは別の名称を用い、実質的な企業説明会となるものは広報活動開始日(3月1日)以降に実施。

# 教育の質の保証と情報公表 …「学び」の質保証の再構築…

## 【実現すべき改革の方向性】

- 高等教育機関がその多様なミッションに基づき、**学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育**を行っていること。
- このための**多様で柔軟な教育研究体制**が各高等教育機関に準備され、こうした教育が行われていることを確認できる**質の保証**の在り方へ転換されていること。

## 全学的な教学マネジメントの確立

(「教学マネジメント指針」の作成)

- 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、**教育の改善・改革に繋げることが重要**。
- このようなPDCAサイクルは、**大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能している必要がある**。



各大学における取組に際する留意点などを網羅的にまとめた**教学マネジメントに係る指針**を、大学関係者が参画する**大学分科会の下(※)**で作成し、各大学へ一括して示す。

(※)11/20の大学分科会で「教学マネジメント特別委員会」を設置。

### 《教学マネジメント指針に盛り込むべき事項の例》

- 教育内容の改善  
(カリキュラム編成の高度化)
- 教職員の資質の向上  
(FD・SDの高度化) 等
- 教育方法の改善  
(シラバスの記載の充実、成績評価基準の適切な運用)

## 学修成果の可視化と情報公表の促進

- 教学マネジメントの確立に当たっては、**学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用**する。
- 各大学が地域社会や企業等の外部からの声や期待を意識し、**積極的に説明責任を果たしていく**という観点からも、**大学全体の教育成果の可視化の取組を促進し、公表**する。
- 情報によっては大学に新たに義務付けしたり、取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について**教学マネジメント指針の中に提示**したりするなど、**情報公表を促進**する。

### 《把握・公表すべき情報の例》

- 単位・学位の取得状況
- 卒業後の進路の状況  
(就職率、就職先等)
- 学修時間
- 学生の成長実感・満足度
- 学生の学修に対する意欲
- 入学者選抜の状況
- 留年率・中退率
- 教員一人当たりの学生数
- 履修単位の登録上限設定の状況
- 早期卒業や大学院への飛び入学の状況
- FD・SDの実施状況 等

- これらの情報について、当該大学のみならず**社会全体が効果的に活用**することができるよう、**全国的な学生調査や大学調査を通じて、整理し、比較**できるよう一覧化する機能を設けることが必要。



# 大学と社会との接続を強化する取組（大学教育再生加速プログラム）

## 大学教育再生加速プログラム - Acceleration Program for University Education Rebuilding : AP -

2019年度予算額7億円

- 大学に対する社会の期待に応えるため、これまで以上に教育内容を充実させ、学生が徹底して学ぶことのできる環境を整備することが必要
- そのため、我が国の高等教育に共通の課題（アクティブ・ラーニング、学修成果の可視化、卒業時における質保証など）に取り組む77の大学等の取組を支援

5つのテーマのうち、



### テーマV：卒業時における質保証の取組の強化（19大学等，平成28～31年度）

- 山形大学
- 茨城大学
- 東京外国語大学
- 高知大学
- 鹿屋体育大学
- 大阪市立大学
- 兵庫県立大学
- 千歳科学技術大学
- 東北公益文科大学
- 東日本国際大学
- 東京薬科大学
- 東京都市大学
- 日本福祉大学
- 大阪工業大学
- 日本赤十字九州国際看護大学
- 東海大学短期大学部
- 山梨学院短期大学
- 松本大学松商短期大学部
- 徳山工業高等専門学校



#### 主な取組

①3つのポリシーに基づく教育活動の実施	学生が身に付けるべき資質・能力と社会との関係を明確にし、学生のキャリア形成等に資するための取組を実施。
②卒業段階でどれだけの力を身に付けたのかを客観的に評価する仕組みの構築	学生の学修成果を客観的に評価するための基準や方針を定め、学生の学修成果の評価を踏まえた組織的な教育活動の改善を実施。
③学生の学修成果をより目に見える形で社会に提示するための手法の開発	企業等の採用時に、学生の学修成果がより積極的に評価されるような学修履歴証明や情報発信等の実施。
④学外の多様な人材との協働による助言・評価の仕組みの構築	卒業後の進路先において学修成果がどのように生かされ、どのように評価されているかを把握・分析するとともに、その後の大学教育の改善への活用手法を開発。

（参考：各選定校の取組詳細などは、ポータルサイトで参照可能）

# 「ディプロマ・サプリメント」(大学教育再生加速プログラム)

## ディプロマ・サプリメント(Diploma Supplement: DS)

学生が取得した学位・資格の内容について示した欧州地域における統一の様式による説明書。主に学位・資格の基本情報や、プログラム内容と学習成果に関する情報などが盛り込まれる。

(大学改革支援・学位授与機構 [http://www.niad.ac.jp/n\\_kokusai/info/eu/1272551\\_3028.html](http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/info/eu/1272551_3028.html))



我が国においては、大学教育再生加速プログラム(AP)採択校を中心に、企業等の採用時に、学生の学修成果がより積極的に評価されるような学修履歴証明に資するものとして、日本版の「ディプロマ・サプリメント」の構築の取組が進みつつある。

## ●東京外国語大学の事例

### 「多言語グローバル人材ディプロマ・サプリメント」

学生の言語力、専門力、行動・発信力のそれぞれに関し、卒業時の達成度を客観的な指標で示し、配布するもの。

日本語版試作版



## TUFS ディプロマ・サプリメント

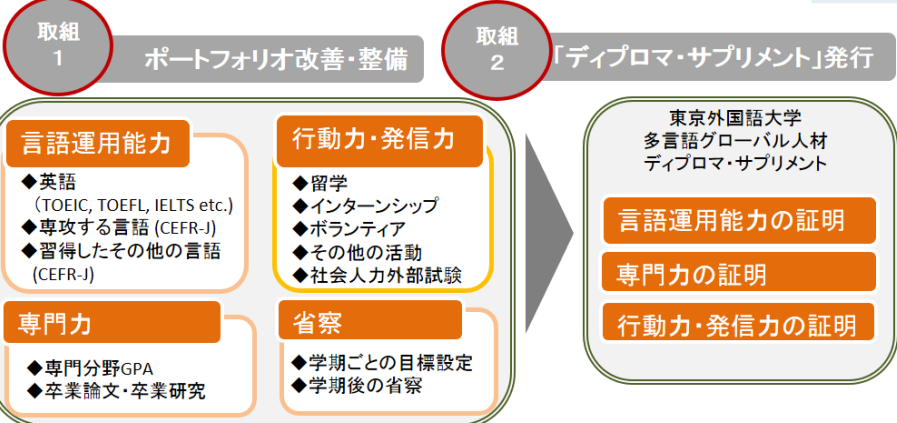
本学ディプロマ・サプリメントは、欧州委員会、欧州評議会、ユネスコ/欧州高等教育センターが開発したモデルに準拠している。ディプロマ・サプリメントの目的は、資格に関する国際的通用性ならびに公正な学術的・職業的認証を提供することにある。ディプロマ・サプリメントの配布を通じて、本サプリメントに自名の記載がある人物が在籍した課程および獲得した資格(卒業証書、学位など)に関する十分なデータの提供および確認が期待されている。本認証は、いかなる価値判断、検査、見解からも自由でなければならない。記入がなされていない項目については、必ず記入がなされていないのか、その理由を説明しなければならない。

<b>1 本学卒業生</b>		<b>1.1 氏名:</b> 外大太郎		<b>1.2 氏名(英):</b> Gaidai Tarou	
<b>1.3 生年月日:</b> 1993/06/03		<b>1.4 学籍番号:</b> 6116103			
<b>2 授与された学位と授与機関</b>					
<b>2.1 学位名:</b> 学士(言語・地域文化)		<b>2.2 学部 / コース:</b> 言語文化学部 / 総合文化コース			
<b>2.3 専攻地域 / 専攻言語:</b>		<b>トルコ語 / 西アジア・北アフリカ地域</b>			
<b>2.4 授与機関の名称:</b> 東京外国語大学		<b>2.5 教授言語:</b> 日本語、英語		<b>種別:</b> 国立大学	
<b>3 学位レベル</b>					
<b>3.1 学位レベル:</b> 学士		<b>3.2 学位取得に要する期間:</b> 4年			
<b>3.3 出願資格 (Access requirements):</b> 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者					
<b>4 学修内容</b>					
<b>4.1 履修形態:</b> 正規生			<b>4.2 卒業要件:</b>		
<b>5 学修成果:英語</b>					
<b>5.1 学修成果:英語</b>		<b>6 学修成果:専攻言語</b>			
聞くこと B2		聞くこと B2		読むこと B2	
読むこと B2		読むこと B1		話すこと(発表) B2	
話すこと(やりとり) B2		話すこと(やりとり) B2		書くこと B2	
話すこと(発表) B1		話すこと(発表) C1		書くこと B2	
書くこと B2		書くこと B2			
<b>7 学修成果:専門力</b>					
<b>7.1 西アジア・北アフリカ地域研究:代表的な履修授業</b>			<b>7.2 研究分野</b>		
<b>西アジア・北アフリカ地域研究専攻力 GPA:3.7</b>			<b>主たる専門分野:文学 単位数合計:16 GPA:3.8</b>		
科目名		授業科目名		研究分野	
地域言語トルコ語I・II		-		言語文化言語研究 トルコ語学概論	
地域言語トルコ語III		-		トルコ文化概論B(トルコ語圏文学) オスマン文化・トルコ文化研究(1)	
言語文化言語研究		トルコ語学概論		ヨーロッパ文化研究B(ドイツ語圏文学) ドイツ古典文学	
トルコ文化概論B(トルコ語圏文学)		オスマン文化・トルコ文化研究(1)		総合文化研究入門A 日本文化研究入門	
トルコ文化研究A(古典文学)		ユヌス・エムレの詩		トルコ文化研究A(古典文学) ユヌス・エムレの詩	
トルコ文化研究B(古典文学)		ディーワン文学1		トルコ文化研究B(古典文学) ディーワン文学1	
トルコ文化研究C(古典文学)		ディーワン文学2		トルコ文化研究C(古典文学) ディーワン文学2	
アジア地域研究A(専門演習)		オスマン・トルコ語を読む		アジア地域研究A(専門演習) オスマン・トルコ語を読む	
				言語研究 言語研究入門B 形態統語と意味の言語類型論入門	
<b>7.3 所属ゼミ:指導教員 東京 花子</b>					
<b>7.4 研究テーマ</b> トルコ古典文学の翻訳研究					
<b>8 学修成果:行動・発信力</b>					
<b>8.1 留学</b>					
留学先国名	留学プログラム名	大学名・教育機関名	留学開始日	留学終了日	奨学金
トルコ	ショートビジット	アンカラ大学	2016/02/10	2016/03/06	JASSO 日本学生支援機構
<b>8.2 インターンシップ</b>					
インターンシップ先機関	業種別	実施期間	日数		
〇〇自動車	運輸	2015/09/22~2015/09/30	10		
<b>8.3 ボランティア</b>					
活動名	活動期間または頻度	1回限りか継続的な活動か	種別	主催者	活動場所
児童学習支援	毎週金曜日	継続的な活動	学習支援	府中市市民活動支援課	府中市市民活動支援課
<b>8.4 批判的思考力・協働的思考力・創造的思考力</b>					
GPS-Academic		批判的思考力		協働的思考力	
A		A		A	
		創造的思考力		総合スコア	
				A	
<b>9 学位の有用性・資格</b>					
<b>9.1 進学へのアクセス:</b> 修士課程進学のための受験資格をもつ					
<b>9.2 資格(教員免許等):</b>					
<b>10 証明</b> 本ディプロマ・サプリメントは、下記の原本に基づき発行される。					
<b>10.1 学位授与日:</b> 2018/03/26		<b>10.2 成績証明書発行日:</b> 2018/03/26			
<b>10.3 ディプロマ・サプリメント発行日:</b> 2018/04/23					
<b>10.4 学長名:</b> 立石博高		<b>10.5 公印:</b>			
<b>11</b> 日本の高度教育システム(大学評価・学位授与機構に基づく)					
学士課程は、通常4年の体制をとり、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。					

出所)東京外国語大学提供資料等に基づき、文部科学省で作成。



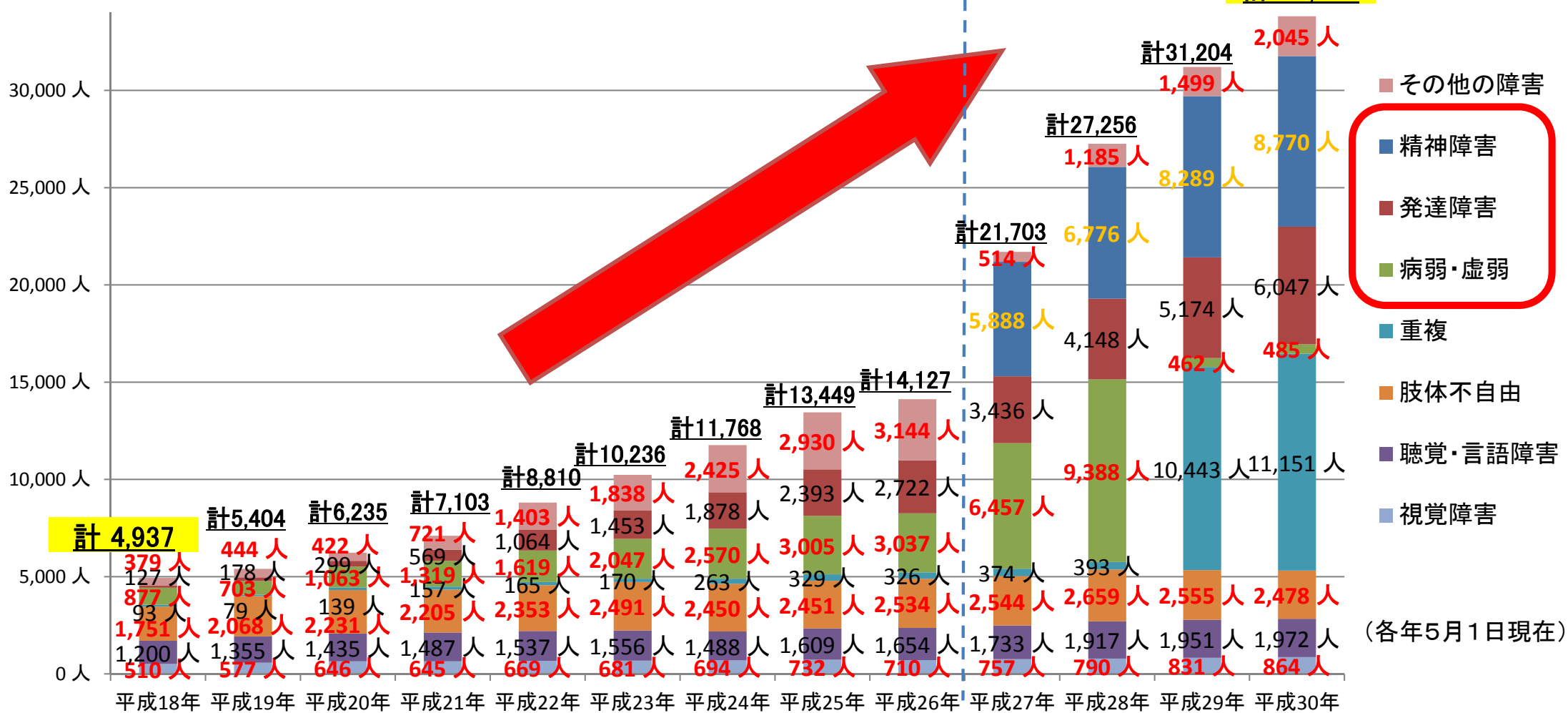
<b>5.2 英語能力試験</b>		<b>6.2 外部試験</b>	
試験・資格名	スコア・級等	試験・資格名	スコア・級等
TOEIC-IPテスト	845 C1	トルコ語能力試験	一般合
	CEFR-J対応レベル		
	2015/04/01		





# 障害のある学生の在籍者数

出典：平成30年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）



※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。

※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。

※3 「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。(平成24年度から「その他」の内訳を調査(平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人))

※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

# 関連の政府提言等

障害のある学生に対する就職支援、キャリア支援については、一層の充実が必要であり、政府の提言等においても、支援の必要性が記載されている。

## 現状

- 障害学生が在籍する大学等において、インターシップ先、就職先の開拓、企業との連携を実施している大学等の割合 ⇒ 33%
- 障害学生が在籍する大学等において、一般就職ガイダンス、セミナー等における配慮を実施している大学等の割合 ⇒ 27%
- 障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け就職ガイダンス、セミナー等を実施している大学等の割合 ⇒ 14%

【出典】  
「平成30年度(2018年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」  
((独)日本学生支援機構)

## 提言

### ○第4次障害者基本計画(平成30年3月30日閣議決定)

障害のある大学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する。

### ○未来投資戦略2018 —「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革— (平成30年6月15日閣議決定)

本年4月から法定雇用率を引き上げたことに伴い、障害者の更なる雇用拡大や働きやすい環境の整備を図るため、障害者一人ひとりの特性に応じた支援の充実・強化やサテライトオフィスなどのICTを活用した働き方のモデルの構築等に取り組む。

### ○経済財政運営と改革の基本方針2018 (平成30年6月15日閣議決定)

障害者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会及び障害者と共に働くことが当たり前の社会を目指していくため、障害者雇用ゼロ企業をはじめとする中小企業による雇用の促進や、多様な障害特性に応じた職場定着支援の推進、地域における障害者就労支援の推進等を図る。

### ○ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

社会生活を円滑に営む上での困難を有する…若者(発達障害など)等に対して、個々人の特性に応じて将来の目指すべき姿を描きながら…教育、進路選択…就労などについて、専門機関が連携して伴走型の支援に取り組む。

# 外国人留学生の就職状況

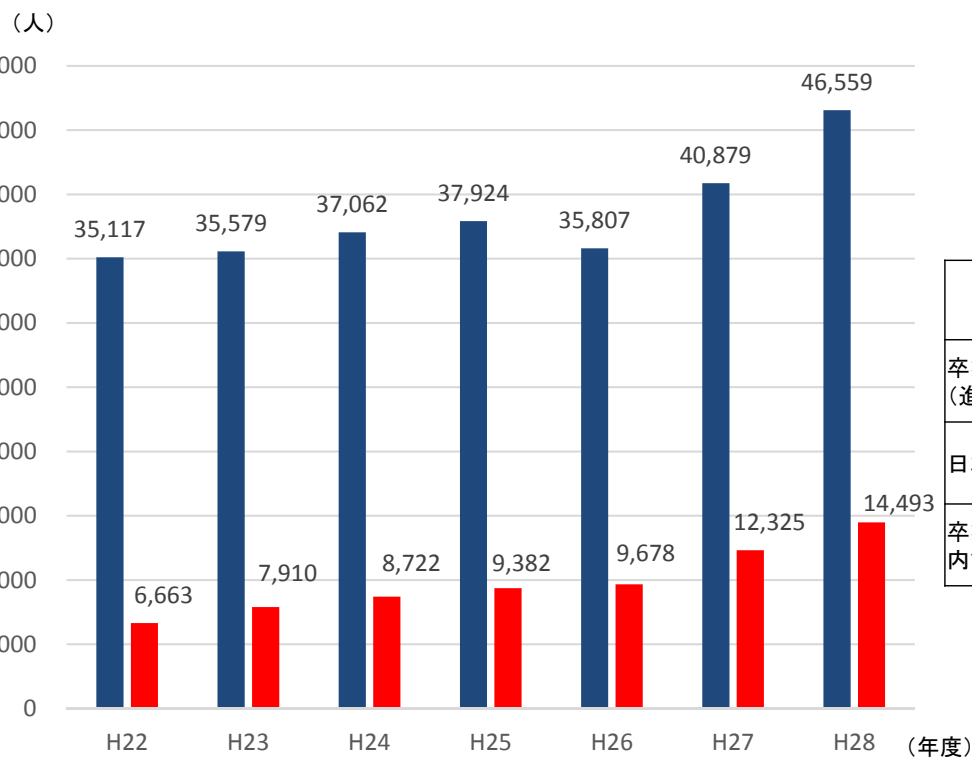
卒業後日本において就職を希望する外国人学生は64.6%だが、実際の就職率はおよそ30%である。

## (1) 卒業後の進路希望

区分	日本において進学希望	日本において就職希望	日本において起業希望	出身国において進学希望	出身国において就職・起業希望	日本・出身国以外の国において進学希望	日本・出身国以外の国において就職・起業希望	まだ決めていない	不明
人数(人)	2,940	3,682	605	323	1,052	353	297	299	57
率(%)	51.5	64.6	10.6	5.7	18.4	6.2	5.2	5.2	1.0
平成27年率(%)	50.4	63.6	10.8	5.3	20.0	5.9	5.8	6.0	0.8
平成25年率(%)	45.2	65.0	8.7	3.4	26.4	5.7	4.0	4.0	0.3

出典：日本学生支援機構「私費外国人留学生生活実態調査」(H29年度) 7,000人を対象とした抽出調査(有効回答数5,704)。複数回答可。

## (2) 外国人学生の日本国内における就職状況



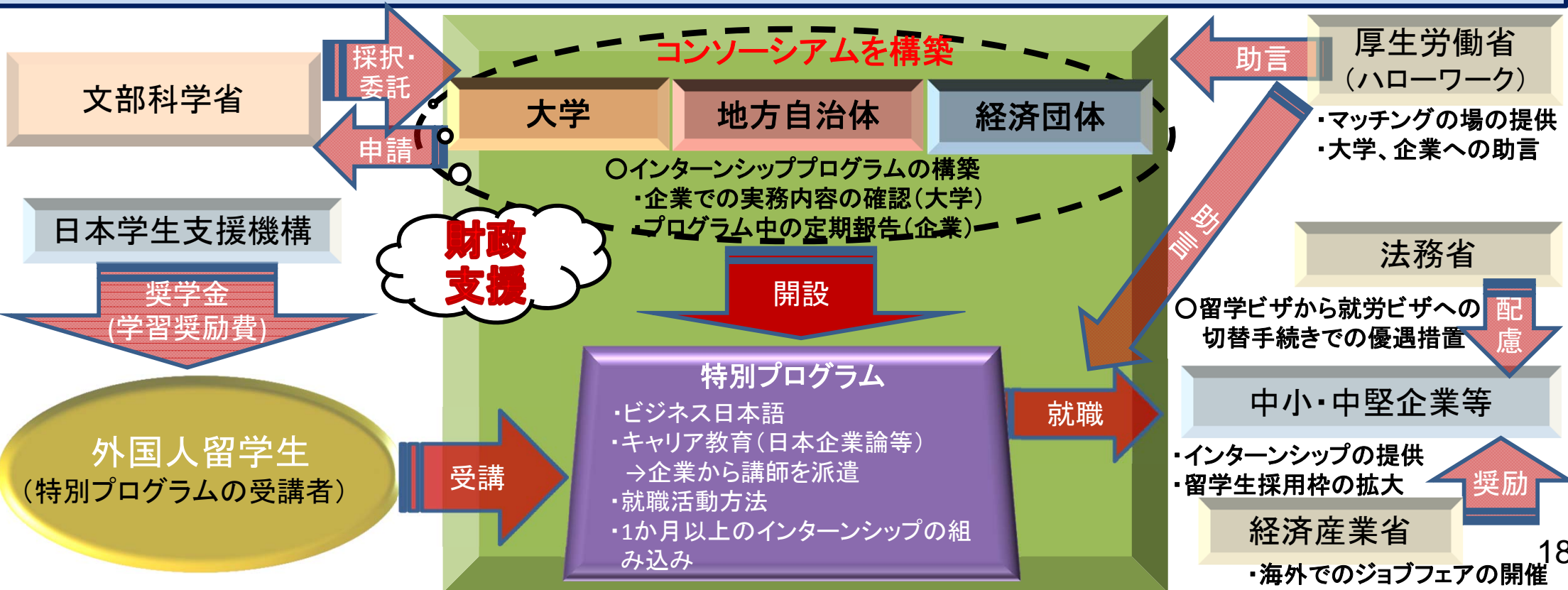
■ 卒業(修了)留学生数総数(人)  
■ 日本国内での就職者数(人)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
卒業(修了)留学生数総数(人) (進路の不明者を除く)	35,117	35,579	37,062	37,924	35,807	40,879	46,559
日本国内での就職者数(人)	6,663	7,910	8,722	9,382	9,678	12,325	14,493
卒業(修了)生における日本国内での就職者の比率(%)	19.0	22.2	23.5	24.7	27.0	30.1	31.1

出典：日本学生支援機構「外国人留学生進路等状況調査」(H22～28年度)

## 事業概要

- 課題： 留学生の日本国内での就職における課題として、企業において改善を図るべき点がある一方、大学等においても取り組める内容がある。  
【留学生が国内企業で採用されるために求められる能力】
  - ・現状、大多数の国内企業内の公用語は日本語であるため、一定水準以上の日本語能力が必要
  - ・日本企業における採用慣行や働き方（採用者の将来性や潜在能力を評価、ゼネラリストとしてあらゆる職務に対応できる能力を求める）に関する理解
- 対応： 上記を踏まえ、各大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」「キャリア教育（日本企業論等）」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、外国人留学生の我が国での定着を図るとともに、日本留学の魅力を高め、諸外国から我が国への留学生増加を図る。
- 12拠点に委託。2019年度は、プログラムの成果を効果的に横展開するためのフォーラム、調査・研究を実施する。



## 最後に

**学生は学業が第一であるので、**

- **就職・採用活動開始時期の遵守**
- **学生の学業に支障のないかたちでの就職・採用活動**
- **大学等における学修成果を重要視していくこと**

**について御理解と御協力をお願いします。**

ご清聴ありがとうございました。